野洲市業務継続計画＜地震対策編＞　概要版

第1章　業務継続計画（地震災害編）の基本的な考え方

1 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対策業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画をいう。

2 策定目的

大規模地震により行政が被災し、職員や庁舎、ライフライン等に利用制約がある場合であっても、災害対応や市民生活に重大な影響をもたらす非常時優先業務を適切に行うことによって、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

（本編2～4頁参照）

第2章　野洲市業務継続計画の基本方針

1 業務継続方針

① 職員の防災意識の向上と防災対策を推進する。
② 市民の生命、身体及び財産等を守る。
③ 非常時優先業務を実施するための体制を確立する。
④ 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。
⑤ 継続的な改善に取り組む。

（本編5～6頁参照）

第3章　被害状況の想定

1 地震の規模・発災条件

「琵琶湖西岸断層帯地震ケース1※1」（直下型地震）を想定地震とする。

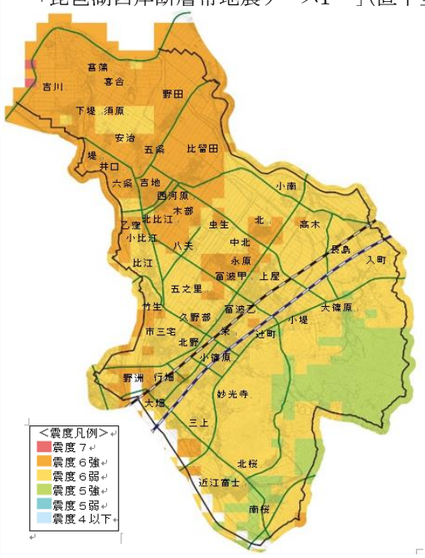

上記の震度分布図は、ケース1とケース2※2の複合図

想定最大震度
6強

人的被害（人）	
死者数	負傷者数
48	739

建物被害（棟数）		
全壊	半壊	全焼
847	3,594	―

2 本館等の被害想定

主に次のとおり想定した。
○電力は、発災後12時間程度電源供給がない。そのため、情報システムやエレベーター、空調等が使用できない。
○停電や断線により電話が数日間はつながりにくい状況が継続する。

（本編7～13頁参照）

※1：震源を断層帯南部と設定した場合
※2：震源を断層帯北部と設定した場合

第4章　非常時優先業務の選定（重6）※3

（本編14～17頁参照）

1 非常時優先業務

第3章の被害想定を踏まえ、発災後1か月以内に優先して開始すべき「非常時優先業務」を選定し、業務開始目標時間を定める。

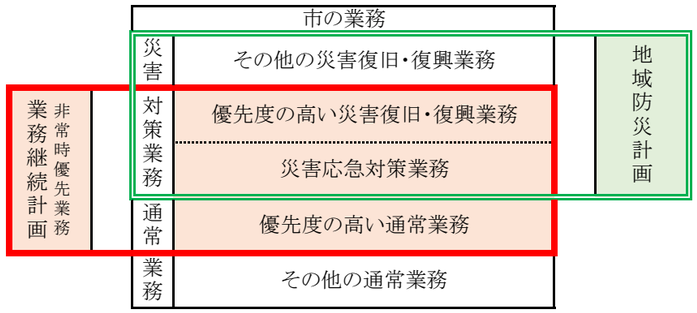

2 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務数は、648件
うち災害応急対策業務が277件、優先度の高い通常業務が371件

3 非常時優先業務の主な業務例

（本編40～156頁参照）

業務開始目標時間	非常時優先業務			
	災害応急対策業務※4	件数	優先度の高い通常業務	件数
発災から3時間以内	○災害対策本部の設置、運営 ○避難所の開設・運営支援 ○緊急輸送道路の確保 ○応急給水の実施　等	108	○公用車の総括管理 ○基幹業務システムの確認 ○臨時感染予防の実施 ○要配慮者への支援 ○上下水道施設の維持管理　等	50
発災から1日以内	○被災者名簿の作成 ○応急保育の実施 ○応急危険度判定 ○自衛隊等の応援受入 ○家屋等の被害調査　等	75	○消防防災活動 ○広報活動 ○湖南広域消防との連絡調整 ○庁舎・付帯設備の維持管理　等	37
発災から3日以内	○救援物資集配拠点の開設及び救援物資の集積・保管、配分 ○廃棄物（ガレキ）の処理 ○被災地区の防疫対策 ○ボランティア登録・配置　等	59	○災害関係予算の編成 ○火葬許可 ○被保険者証の発行 ○廃棄物収集・処理 ○家庭児童相談 ○障がい児の通所支援　等	123
発災から1週間以内	○仮設住宅等の確保・管理 ○応急教育の実施 ○食料の配給　等	19	○保育園・幼稚園の運営 ○道路橋梁の補修 ○農林業被害調査 ○生活保護費の支給　等	44
発災から2週間以内	○復興に向けての財政措置 ○下水道施設の復旧 ○り災証明の発行 ○義援金の受付・管理　等	13	○公害被害調査 ○学校給食の準備 ○生活困窮者支援 ○児童手当の支給　等	59
発災から1ヶ月以内	○被災支援金の支給 ○災害見舞金の支給 ○判定不服家屋再調査　等	3	○弔慰金の支給 ○身体障害者手帳の交付 ○各種証明の発行　等	58
	計	277	計	371

※3：（重1）～（重6）は、業務継続計画の「 特に重要な 6要素 」を示す。
※4：災害応急対策業務は、優先度の高い災害復旧・復興業務を含む。

第5章　非常時優先業務継続のための体制確立

1 職員参集数の推計（重1-1）

就業時間外の発災を想定し、居住地から市役所への参集について、時系列で参集職員数を推計※市全体で468人（2018.10.1）

発災から	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1～3日以内	1ヶ月以内
人数	93 人	227 人	256 人	256 人	408 人
割合	19 %	48 %	54 %	54 %	87 %

（本編19～22頁参照）

2 必要資源の主な確保と対策

①電力（非常用発電機）（重3-1）　（本編25・29・31頁参照）

課題	停電時には限られた設備（情報システム課、市民課、電話交換室、無線室等）で3時間程度稼動するが、ほとんどのシステムはダウンする。
対策	燃料を追加供給することで、連続稼動時間を延長することが可能だが、発電機用燃料予備タンクの整備が必要。また、非常時優先業務を効率的に実施するためには、市役所全体のシステムをカバーする設備が必要。

②情報システム（重5）　（本編27頁参照）

課題	非常用発電機に接続可能であるが、長時間の停電には対応できない。
対策	バックアップの分散保存として、共同利用するデータセンターを活用し、システム復旧や事業継続の協力体制を構築している。

③多様な通信手段（重4）　（本編25～26頁参照）

課題	停電や断線により交換機や電話が使用不能になる。
対策	災害時優先電話や県防災行政通信システム、移動系無線システム等を活用する。

④水・食料（職員用）（重3-2）　（本編33頁参照）

課題	平成29年度の地域防災計画の見直しにより位置付けたが、備蓄確保ができていない。
対策	一般用と区別し、職員用として備蓄を行う。

3 代替施設の特定（重2）

（本編35頁参照）

野洲市総合防災センターを代替の災害対策本部設置場所とする。

4 指揮命令系統の確立（重1-2）

（本編35頁参照）

市長の権限委任順位を下表のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	市民部長（危機管理監）	政策調整部長

※第4順位以下は「野洲市長の職務を代理する職員を指定する規則」第2条第2号の条文を準用する。

第6章　業務継続体制の向上

1 教育・訓練

日ごろより全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図る。また、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行う。

2 計画の点検・見直し

定期的に計画の実効性等を点検、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行う。

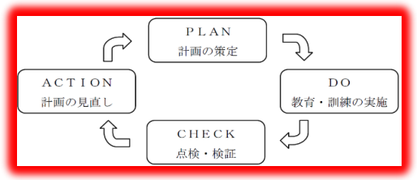

3 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

本計画の策定を踏まえ、野洲市防災初動マニュアルの見直しを行う。また、本市だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など、受援に必要な体制の整備を目的として「野洲市災害時受援計画」を策定する。

（本編38～39頁参照）